

宮本の権現様

匠瑳探訪

164

「宮本の権現様」として知られる熊野神社は、匠瑳地区に所在し、市内でも由緒ある神社の一つとして挙げられます。

大同年間（806〜810年）創建とされる同社は、1200年ごろから1500年ごろまで匠瑳南条庄12郷の「総鎮守」とされました。それを裏付ける遺物に、1353年と刻まれた県指定文化財の梵鐘（釣り鐘）があります。

昨年、同社に関する資料提供があり、それは1

912（明治45）年に宮本村の人が由緒を書き写したものと分かりました。

この資料によると、熊野神社は江戸時代に宮本村だけの鎮守となり、それまでは鈴木姓の神職が管理していたものの、1700年ごろにはその家系が途絶えたとされます。同社は1651（慶安4）年に本殿が再建され、これが現存のものと考えられます。当時は、八日市場村見徳寺の末寺・光明院が同社を管理しており、見徳寺歴代の僧を退

いた者が同院住職を勤めていたようです。

現在、神社に面した社務所に「安産のお守り」の案内板が見られますが、資料には、「各家に妊婦あれば神社に詣り、安産の守り札を頂戴する者多く、上総、下総を通じて信徒の区域はなほだ広く」とあります。安産信仰がいつごろから始まったか知られていないものの、当時、広範囲に信仰者がいたとされます。

また、1958（昭和33）年に市内（当時）で最初に県の文化財指定を受けた梵鐘は、1908（明治41）年に県に登録されて以降調査が始まり、その7年後の大正4年に国宝指定の出願がされたとあります。

昨年の秋の台風で被害を受け境内も多数の木が倒れ様子も変わりましたが、由緒にふさわしい雰囲気は漂っています。

（市文化財審議会委員・

依知川雅二）

問 秘書課広報広聴班

☎73・0080



「権現造り」が特徴の熊野神社の本殿